

振動規制法施行規則に基づく特定建設作業の規制地域の区分

振動規制法施行規則（昭和 51 年総理府令第 58 号）別表第 1 の付表の第 1 号（以下「付表第 1 号」という。）の規定により、区域を次のとおり指定し、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

平成 27 年 3 月 25 日

田尻町長 原 明美

1 付表第 1 号ロに該当する区域

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定により定められた第二種中高層住居地域及び第一種住居地域並びに同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の指定のない地域

2 別表第 1 号ハに該当する区域

都市計画法第 2 章の規定により定められた近隣商業地域及び準工業地域